

口之島に渡るか？それとも鹿児島に帰るか？

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 先進治療科学専攻
顎顔面機能再建学講座 歯科保存学分野

作田 哲也

■ はじめに

離島歯科診療は、鹿児島県から委託を受けた県歯科医師会が行っている事業であり、鹿児島大学病院がその事業に協力・参加し、無歯科医地区における住民に対する歯科医療の確保と歯科保健衛生の普及と向上を目的として行われている。本紀要が「鹿児島大学歯学部地域貢献」という特集を編集するというものであり、今回、「第6回十島村 中ノ島・口之島歯科巡回診療」に以下の計画で参加する機会を得たのでそれについて述べたいと思う。

- ・11月27日：鹿児島を「フェリーとしま」で出発
- ・11月28日 - 11月30日：中ノ島で診療し、30日午後口之島へ船で移動
- ・12月1日 - 12月2日：口之島で診療し、2日午後口之島を発ち、同日夜に鹿児島着

なお、十島村は有人島が7つと無人島5つの計12の島々からなる「トカラ列島」を形成しており、口之島と中ノ島はその列島の北の端に位置している。医療面については、各有人島には診療所があり看護師が1名常駐している。中ノ島には医師も1名常駐しているが歯科医師の常駐はない。

■ 必殺「仕分け人」

出発当日の朝。いつものように朝刊を開くと、「離島航路・バス 補助の理解で関係者」「ひと安心も“気抜けぬ”」の文字。普段は政治に無関心な私であり、いつもなら気にも留めない見出しではあったが、本日まさに乗船する航路のことである。内容としては、

1. 行政刷新会議の仕分け対象となった「離島航路補助」事業
2. 評価者（鳩山首相が名付けた、必殺「仕分け人」）の判断の結果は「見直しせず」（つまり事業が認められたということ）
3. しかしながら減額や廃止にならないとも限らない

ので、年末の予算編成まで“気抜けぬ”

ということであった。離島航路のほとんどが赤字運営されているということである。“「フェリーとしま」が動いてよかった！”というのがこの記事を読んだ時点での私の率直な感想であったが、今回の離島診療を終えて離島について深く考えさせられる契機となった。

■ 中ノ島にて

歯科診療を行った中ノ島診療所において私達は2つの診療エリアを設置した。1つは県歯科医師会が所有する歯科巡回診療車「こじか号」（車内には診療ユニットが備え付けられており、大学病院の外来と同じように診療を行うことが可能である）であり、もう1つはベッドの横にポータブルの歯科ユニットを設置したものである（ポータブルユニットではハンドピースやバキュームはすべて右側に設置されているため、バキュームを必要とした私の左手は、最後まで患者さんの左肩付近の空気をつかむこととなった）。今回の巡回歯科診療には研修医2名を含む歯科医師4名（うち1名は県歯科医師会より）、口腔保健センターより衛生士2名、そして県歯科医師会より事務兼運転手としてH氏が参加することとなった。中ノ島の2日間の治療において数十名の島民の方々の歯科検診、予防・修復処置や義歯調整等を行うことができたが、今回の歯科巡回診療ではお互いにカバーし合いながらチーム歯科医療を実践できたのではないかと思う。バキュームの吸引が悪ければ会計をしていたH氏がすぐに修理してくれる。ポータブルユニットの給水タンクが空になれば義歯用ブラシの指導をしていた衛生士が補給してくれる。そして、患者さんの口腔内診査をした後のわずかな時間を見つけて脱離した人工歯の義歯修理の続きを行う歯科医。このような環境では一人ひとりが持つ技能を最大限に発揮し、周りのスタッフと協調しながらやるべきことを自ら見つけていくことが重要である

と思われた。

■ 離島診療の難しさ

国土交通省によれば、離島の役割には、国境・領土としての「国家的役割」と食料の確保、観光や文化としての「国民的役割」があるという。その国土交通省が中心省庁の一つとして参画している「離島振興法」では、基本方針として「本土と離島および離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための…航路…港湾…の整備」を挙げている。離島には人口の流出が激化し後継者不足や高齢化等の困難な問題が山積しているが、「離島振興法」はそれに対する特別な法律として制定されたもので、今回の歯科巡回診療もこの「離島振興法」に定められている事業の一つである。「国家的役割」から論じるためには、そこに人が生活できるか否かという事は重要な条件となる。しかしながらトカラ列島を形成する島のいくつかは無人島となっており、もし沖ノ島島のように「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩である」という他国からの主張がまかり通ってしまうようになれば、国土としての離島の「国家的役割」は失われてしまうに違いない。では住める島ではなく住みたいと思える島になるためには何が必要か。まずは多少の波風で船が接岸できなくなるようでは困るであろう。何万トンもの排水量をもつ豪華客船が着かなくてもよいのである。せめて垂水フェリークラスの船が波高2.5メートル程度でも問題なく接岸できる港であってほしい。それこそが法によって守られるべき居住者の最低限の権利なのではないか。十島のような離島には、地理的条件から生活物資や医療面において島外からの補給に頼らざるを得ない現状がある。航路が断たれてしまうと住民の福祉や生命に大きな影響を与えるということを医療人として訴えていかなければならないと思った。



歯科巡回診療車「こじか号」

■ 終わりに

関東地方のはるか南に位置し北上するとみられていた台風22号が西に進み出すという天気予報が入った(つまり十島村の方に向かって来たということ)。私達が中ノ島で2日目の診療を行う朝のことである。本稿のタイトルである「口之島に渡るか?それとも鹿児島に帰るか?」。現在の台風の動き、波の高さや船長さんの意見。もともと小さい港しか持たない平島と小室島には今日の時点でフェリーが接岸できていないこと。多方面に連絡し情報を集めてくれたH氏が私達に説明してくれた。今日、1日早めて口之島に渡ることは可能であるが、その後、日程の通りに鹿児島島へ向かうフェリーが出るかどうかは難しいかもしれないとのこと(フェリーは週に2回しか出航しない)。私達の決定は「鹿児島に帰る」(今回行くことが出来なかった口之島での巡回診療については翌年1月8日に計画されている)。離島歯科診療においては、不測の予定変更の可能性も考慮しながら治療を行わなければならない。必要に応じて取り組める医療チームの確保と支援体制を整えることが重要であると思われた。結局、私達が鹿児島島に戻る予定であった12月2日に船が出ることはなかった。



こじか号内での歯科診療



フェリーとしま・中ノ島港にて